

## 実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

1. 登録番号 **平成21年実用新案第452号**
2. 出願番号 **出願2009年1月27日第452号**
3. 出願日 **平成20年1月27日**
4. 優先日／原出願日
5. 考案の名称 **直角二層板底面腰壁丸字モルタルアーム**
6. 実用新案登録出願人／実用新案権者 **株式会社**  
**東洋アメイカホールディングス**
7. 作成日 **平成21年3月23日**
8. 考案の属する分野の分類  
(国際特許分類)
9. 作成した審査官 **福井 美穂 (4046 4D)**
10. 考慮した手続補正書・訂正書

## 11. 先行技術調査を行った文献の範囲

- 文献の種類 日本国特許公報及び実用新案公報
- 分野 國際特許分類
- C02F1/44
- B01D61/00-71/82
- 時期的範囲 ~平成21年2月23日

## ●その他の文献

## (備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

## 12. 評価

## ・請求項 1

審査長審査官審査官補

- ・評価 1
- ・引用文献等 1、2 及び 3
- ・評価についての説明

請求項 1 の「原液物、大腸菌のない設定した処理水を得られ、二次効果の負荷を低減することができる特徴とする」なる記載、及び「多種オキシナーザ菌液分等の分子レベルの有害物質を削除し、過濾を防止することができる」、本項該本願基準全 3 項目に適合した装置水を得ることが可能となる特徴とする」なる記載が物としての「微生物活性汚泥装置」及び「活性汚泥装置」對於の上位に規定しているのかが不明なため、実際の「微生物活性汚泥装置」及び「活性汚泥装置」を、任意の「微生物活性汚泥装置」及び任意の「活性汚泥装置」として評価を行った。

引用文献 3 に組、活性汚泥装置内に活性汚泥装置を掛けた酸性槽（脱分離活性汚泥装置）に相当し、及び活性汚泥装置を有する本処理設備が開示されている（請求項 1、[00018]、図 3）。

引用文献 2、3 には、脱分離活性汚泥装置及び活性汚泥装置を有する再生水の製造装置が開示されており、引用文献自己社、当該装置によって産業排水を飲料水とすることができる旨が記載されている（引用文献 2：請求項 2、[0003]、図 1／引用文献 3：請求項 1、[0002]、[0003]、図 1）。

ここで、上記引用文献に既存品工場の排水を用いることは記載されていないが、純処理活性汚泥装置を何ら特徴するものとは認められないことから、上記引用文献の「水処理装置」及び「再生水の製造装置」は、本願請求項 1 の「食品工業製造工程排水リサイクルシステム」と物として同一である。

#### 引用文献等一覧

1. 特開平 4-305287 号公報
2. 特開 2006-15236 号公報
3. 特開 2007-260532 号公報

#### 評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第 3 条第 1 項第 3 号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第 3 条第 2 項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第 3 条の 2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第 3 条の 2）。

用新案法第7条第1項又は第3項)。

5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である(实用新案法第7条第2項又は第7項)。

6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない(記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。)。